

## 修学貸付の償還に係る変更申出書

変更申出が当組合で決定した後は、  
変更前に戻すことはできませんので  
ご注意ください。

所属所名 ○○市  
組合員等記号番号 111 - 1234  
借受人氏名 共済太郎

(申出人自ら署名する場合は、押印は不要です。)

印

申出人自ら署名する場合は、  
押印は不要です。

## ○ 元利均等償還開始の申し出

青森県市町村職員共済組合貸付規則第14条第1項第4号の規程に基づき、元利均等償還の開始を申し出ます。

変更申出前の期間を記入する。

貸付番号	貸付日	据置期間
2023012345	令和○年2月29日	令和○年3月から令和○年3月まで

変更内容	償還開始希望月	申出の理由	
	令和○年7月	1 借受人の自己都合	2 対象修学者に係る以下の理由によるもの
		修学者氏名： 共済 花子 学校名： ○○○県立△△△△大学	
令和○年6月3日		中途退学・その他（ ）	

希望する場合、リストから○を入力してください。

## ○ 手当併用償還に係る選択変更の申し出

青森県市町村職員共済組合貸付規則施行細則第13条第2項に基づき行った、手当併用償還に係る選択について、変更を申し出ます。

貸付番号	貸付日	据置期間
2024012345	令和○年4月30日	令和○年5月から令和○年3月まで

変更内容	項目	変更前	変更後	償還開始月
	償還方法	1 普通償還	1 普通償還	
2 手当併用償還		2 手当併用償還		

※変更月又は償還開始希望月の前月15日までに所属所担当課を経由して提出してください。変更決定後、申出人へ「貸付金個別償還明細表」を送付します。

上記の記載事項は、事実と相違ないことを証明します。

青森県市町村職員共済組合理事長 様

令和○年6月5日

所属所長

○○市長



## ● 据置期間とは・・・

修学貸付に係る据置期間とは、修業期間中における貸し付けた月の翌月から元利均等償還を開始する月の前月までの元金償還を据え置く（利息のみ償還する）期間のことをいいます。

修学貸付申込時の選択により、据え置きをしないで貸し付けた月の翌月から元利均等償還を開始することもできます。